



駒ヶ根市と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書

駒ヶ根市と国立大学法人信州大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、産業、医療、教育、学術研究等の分野で連携し、協力するため、平成 29 年 3 月 14 日付「駒ヶ根市と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、文化、産業、医療、教育、学術研究等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 両機関は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域文化の振興に関すること。
- （2）地域産業の振興に関すること。
- （3）地域医療・福祉に関すること。
- （4）教育・人材育成に関すること。
- （5）まちづくりに関すること。
- （6）自然・環境に関すること。
- （7）学術研究に関すること。
- （8）その他両機関が必要と認める事項。

（連携協議会）

第 3 条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

（守秘義務）

第 4 条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし事前に相手方からの承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から発効し、3 年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

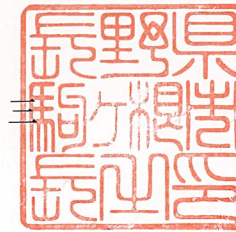
（その他）

第 6 条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両機関が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

駒ヶ根市長
伊 藤 祐 三



国立大学法人信州大学長
濱 田 州 博

